

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年11月26日 22時00分ごろ
発生場所	山口県 <small>くだまつ</small> 下松市 <small>かさど</small> 笠戸島東方沖 火振岬灯台から真方位058° 2.6海里付近 (概位 北緯33° 57.1′ 東経131° 51.8′)
事故の概要	プレジャーボート <small>ゆき</small> 幸丸は、漂泊して釣り中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和2年2月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 幸丸、1.7トン YG3-59001（漁船登録番号）、個人所有 第291-37766号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 網の切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、笠戸島東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の北方100m付近で、主機を中立運転として漂泊し、釣りをしていたところ、船長が、本件定置網の標識灯に気付き、定置網に近付き過ぎたと思い、慌てて主機を前進としたところ、プロペラに網が絡まった。 船長は、本船が南方を向いた状態で本件定置網北側に進入しているのを認めた。 船長は、釣りを開始した際に本件定置網及び本件定置網に設置された標識灯を確認していたものの、見張りを行っていなかったため、本件定置網に向かって流されていることに気付かず、また、本件定置網への接近に気付いた際、周囲の状況を確認せずに主機を前進とした。
分析	本船は、漂泊中、船長が、釣りに意識を集中して漂泊を続けていたことから、本件定置網への接近に気付くのが遅れ、慌てて主機を前進として本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、漂泊中、船長が、釣りに意識を集中して漂泊を続けていたため、本件定置網への接近に気付くのが遅れ、慌てて主機を前進として本件定置網に進入したことにより発生したものと

	考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、定置網の近くで漂泊する際、自船が流されて同網に進入することがないように、風向き等に注意すること。・ 船長は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。